

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)における移転先一覧

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
税務課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
税務課 保険医療課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
保険医療課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

※知多市条例は「知多市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年知多市条例第32号)をいう。